

第4回兵庫県規制改革推進会議次第

日 時 平成31年3月15日(金) 16:00～17:30

場 所 兵庫県本庁舎3号館6階 第6委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 審議事項

① 第2回会議で継続審議となった事項

② 第3回会議で継続審議となった事項

(2) 報告書(案)について

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

資料1	第4回会議審議対象
資料2-1	第2回会議で継続審議となった事項等
資料2-2	第2回会議で継続審議となった事項等(参考資料)
資料3-1	第3回会議で継続審議となった事項等
資料3-2	第3回会議で継続審議となった事項等(参考資料)
資料4	平成30年度報告書(案)

第4回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
三輪 康一	神戸大学名誉教授	出席	
三原 修二	兵庫県経営者協会会長	出席	
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	欠席	
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長	出席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	

2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
金澤 和夫	兵庫県副知事	出席	
藤原 保幸	兵庫県市長会会長	欠席	
庵道 典章	兵庫県町村会会長	代理出席	次長兼総務課長 横山 雅子

第4回会議審議対象(13項目)

内容		区分	前回までの会議での意見等	
1	地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲	条例等	営業とみなさない範囲の基準等の明確化又は具体の例示について検討	資料 2-1 (第2回会議で 継続審議と なった事項等)
2	夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準の緩和	条例等	許可基準等の明確化及び具体の例示について検討	
3	道路使用許可申請の包括申請による弾力的運用	条例等	許可基準等の明確化及び具体の例示について検討	
4	階数が3以下の建物のCLT採用による耐火基準の緩和	条例等	他府県の状況と比較し木造長屋の構造的な基準が現状で良いのか検証	
5	古民家の改修等に係る規制緩和	国規制	古民家で扉が防火扉でなければならない理由等を整理	
6	収入証紙による手数料納付方法の見直し	手続き	現行の証紙販売、コンビニ販売、ネット決済等の納付方法ごとのコストとデメリット等を整理し、トータルして望ましい納付方法を検討	
7	納税証明書交付請求書への申請者押印の省略	手続き	納税証明書交付請求書の様式を変更済	
8	下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準	条例等	科学的な検証が必要。海の状況を示す数値(COD等)を調査	資料 3-1 (第3回会議で 継続審議と なった事項等)
9	一定規模以上の幼稚園、認定こども園等の緑化基準	条例等	H32までの移行特例で実際に困っている事案なのか等の支障の背景を確認	
10	障害者相談員への障害者情報の提供	条例等	民生委員等への情報提供の状況等について整理	
11	土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮	手続き	小規模の場合を分類し、処理期間の設定について検討	
12	姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃	手続き	事前申請に必要な時間を踏まえ、開発行為に該当するのか更に簡易的に判断できないか等を検討	
13	市町が発行する身分証明書(禁治産等の宣告、破産等)の手数料軽減	手続き	県内市町の手数料軽減に係る実施状況を情報共有する手法について検討	

2 第2回会議で継続審議となった事項等 7項目(10件)

	提案事項	規制の内容	具体の支障事例等	第2回会議時の所管部局の考え方	第2回会議の審議結果	所管部局の対応方針
(1)	地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲 [提案者] 佐用町商工会等 [所管部局] 県生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 食品の安全性を確保し、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、県の「臨時的食品取扱要領」により、各種イベント等で営業と認められない範囲で食品を提供等する行為の頻度を「1年に1回かつその日数が連続して3日以内」と規定 この範囲を超えて要許可業種の出店を行う場合には、露店営業の許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 子供会等のイベントで三大祭りに露店(飲食店)を出す際、「1年に1回かつ連続して3日以内(臨時的出店)」を超える場合は、露店営業許可が必要 取得費用 16,000 円の負担や、事前の鉄板等調理器具の検査などが実務上困難 	【対応を検討】 <ul style="list-style-type: none"> 「臨時的食品取扱要領」では、反復継続性から明らかに営業とは見なさない範囲を示しているに過ぎず、その範囲を超えた場合に許可を要するか否かは、個別に判断すべきところであるが、露店営業者を厳格に取り締まるため、現在、食品衛生法による許可対象の判断基準として実質、運用されている。 提案を受けて、臨時出店として取り扱う範囲が、上記運用を踏まえ妥当なものとなるよう検討する。 	営業とみなさない範囲の基準等の明確化を検討し、明確化が難しい場合は具体の例示ができないか検討を行うこと。	【規制・手続の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> 業に当たらない基準を例示し、例示に合わないものは個別協議とすることにより、数字で一律に線引きをする現行の基準を見なおす。 《例示の主な内容(業に当たらないケース)》 <ul style="list-style-type: none"> 市町等が季節毎に開催するイベントに付随して、主催者やイベントの運営に関わる団体が自ら出店する場合、年数回程度であれば可等
(2)	夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準 [提案者] 佐用町 [所管部局] 県警交通規制課	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通法により、道路工事等を行う際には、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可が必要 許可をする場合に必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、個別具体的な内容(申請内容、当該道路の状況等)に応じて、必要な条件を付することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 管路埋設工事では、夜間に規制解除するため当日夕に仮舗装を行い、翌朝にその舗装を撤去し工事を行い、また夕方に埋戻し仮舗装が必要 また夜間に片側車線に作業帯を残し片側交互通行で規制を行う場合は、道路種別、交通量の大小に関わらず交通誘導員の配置が必要 簡易信号機のみによる交互通行の誘導等を、実情に合わせて行いたい 	【現行制度で対応】 <ul style="list-style-type: none"> 道路使用の許可に際して付される条件は画一的なものではなく、個々の行為の内容、交通流量等交通環境に応じて、道路の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な範囲で所管警察署長が付している。 	許可基準等の明確化を検討し、明確化が難しい場合は具体の例示ができないか検討を行うこと。 《第3回会議での審議結果》 具体的例示は典型例を挙げれば足りる。具体的な例示が難しい理由を明らかにすること。	【制度内容の明確化】 <ul style="list-style-type: none"> 申請の参考となるよう許可基準例を掲載した内部規程を県警ホームページに公開する。 申請時の参考となるよう県警ホームページ上のQ&Aの内容を充実させる。 《第3回会議を踏まえた方針案》 <ul style="list-style-type: none"> Q&Aに許可事例を記載する。 《例示の主な内容》 <ul style="list-style-type: none"> 山間部におけるブロック積工に伴う道路掘削による24時間片側交互通行の許可事例として、規制区間、道路幅員、交通量、交通規制の内容を記載 複数の露店出店をまとめて申請受理した事例として、出店数、開催期間、主催者が出店者を管理する体制等を記載
(3)	道路使用許可申請の包括申請による許可範囲 [提案者] 宍粟市商工会 [所管部局] 県警交通規制課	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通法により、場所を移動しないで、道路に露店、屋台店等を出そうとする者は、管轄の警察署長の許可が必要 露店等の出店を、一つの行為として取り扱うかどうかは、行為の主体、目的、時間、場所等が客観的に一体として捉えられ、一体として捉えて許可を与えても交通の安全と円滑な確保に必要な管理ができるものかどうかで判断 	<ul style="list-style-type: none"> 商店街を通行止めにして、軽トラ市(軽トラ等の荷台に商品を積んで路上で販売)を企画した際、イベント主催団体が一本にまとめた申請(道路使用許可 2,000 円)にて交渉したが、軽トラック1台ごとの申請が必要 主催者団体が取り纏めて一本の申請で対応できるよう、イベント時における道路使用許可申請の手続き等の簡略化してほしい 	【現行制度で対応】 <ul style="list-style-type: none"> 複数の店舗等の出店の道路使用許可は、警察庁通達(平成 23 年7月4日警察庁丁規発第 102 号)に基づき、当該露店等の運営全般が一の運営団体の管理及び責任の下で運営されている実態があるときは、申請者の要望に応じ許可を一括化している。 一つの行為として取扱うかどうかは行為の主体、目的、時間、場所、方法及び態様を勘案して判断している。 		
(4)	長屋で階数が3以下の木造建築物のCLT採用による構造制限 [提案者] 兵庫県建設業協会 [所管部局] 県建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内に木造の長屋を建築する際には、①主要構造部である柱又ははり、木造であるものは、地階を除く階数を2以下としなければならない、②準耐火建築物等の長屋にあっては、3以下としなければならないとし、その階数を制限 なお、耐火建築物としたものは階数の制限はない 	<ul style="list-style-type: none"> CLTは、構造材即仕上げ材となり得ることから、建築工期が短縮でき、災害時等にも早急に対応が可能 長屋を、CLTを使用して建築する際には、屋根・外壁を不燃材で仕上げているのであれば、準耐火建築物としなくても階数が3以下であれば建築可能してほしい 	【現行制度で対応】 <ul style="list-style-type: none"> 長屋は、複数の住戸が集合し多数の者が居住することから、火災発生時の安全性確保のため、一戸建て住宅よりも耐火性能を高める必要がある。 外壁及び軒裏を不燃材料で仕上げるのみでは、内部からの火災への耐火等性能が欠けており、準耐火建築物とはならない。例え CLT 材を使用していたとしても、耐火性能の面で、その他の木材とは差異がなく、準耐火建築物の要件を満たさない。 なお、特定行政庁の許可を受けた仮設建築物に対しては、木造長屋の階数制限等は適用されないため、災害時の仮設住宅等は制限の対象外となる。 	他府県の状況と比較した上で、兵庫県として、木造全般、とりわけ長屋の基準が現状で良いかどうかの検証を行うこと。	【規制・手続の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> 他府県の状況として、大阪府には木造長屋を制限する条例はないが、都市計画で防火地域等を設定して規制(都市計画区域に占める防火・準防火地域の割合:大阪府約 27%、本県約 2%)。 本県では、長屋は複数の住戸を有し、共同住宅に準じて防火上等の危険性が高いことから、防火地域等の指定のないところにおいても在館者の安全を確保するため、規制の対象としている。 本県の木造長屋に対する構造制限については、平成 30 年 6 月(平成 31 年 6 月施行予定)の建築基準法改正により、耐火建築物等とすべき基準が緩和されたことも踏まえ、一般的な長屋及び小規模(200 ㎡未満かつ 3 階建て)な重層長屋を適用除外とするよう、条例の見直しを行う。

	提案事項	規制の内容	具体の支障事例等	第2回会議時の所管部局の考え方	第2回会議の審議結果	所管部局の対応方針
(5)	古民家の改修等に係る規制緩和 [提案者] 兵庫県建築士会 [所管部局] 県建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> 自動式スプリンクラー等設置部分は床面積 200 ㎡以内まで防火構造の制限が緩和される(未設置の場合は 100 ㎡以内)が、扉など建具は防火設備とすることが必要 排煙設備の煙が接する部分は不燃材料とすることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 自動式スプリンクラーを設置しても扉などの建具に防火設備が求められるため、古民家改修の際には見た目の問題がある 排煙設備の煙が接する部分となる木製窓をアルミサッシ等に交換する必要があるが、古民家の風情が失われる 	<p>【対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな古民家は、安全面から適切な防火対策が必要であり、見た目の問題による緩和は妥当ではない。 排煙設備は火災時の煙を屋外に排出し、円滑な避難のために設置されるものであり、十分な機能を発揮することが求められる。見た目の問題による緩和は妥当ではない。 	<p>建築技術者の工夫等により現行規制の中で見た目等の課題に対応できている例を示すこと。</p> <p>また、古民家において、扉が防火扉でなければならない理由について整理を行うこと。</p>	<p>【制度内容の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見た目の課題は、国土交通大臣認定製品として性能が確認された不燃木材など、部材の工夫により対応が可能である。 不特定多数が利用する建築物については、火災時に建築物内の人々が火災の拡大するまでに安全に避難できるように、防火上主要な間仕切壁の設置が必要である。ただし、代替措置により緩和することができる。 <p><代替措置1> 小規模で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備等が設けられ、各居室から直接屋外等に避難ができる場合、防火扉の設置不要。(大抵の古民家が該当)</p> <p><代替措置2> 自動スプリンクラー設備を設置した場合で、各階の床面積が 200 ㎡以下であれば、防火扉等による区画は不要(多くの古民家が該当)</p> <p><参考> 自動スプリンクラー設備を設置した場合、ただし、その階の床面積が 200 ㎡を超える場合は、火災時に在館者が火災拡大までに安全に避難できるようにするため、防火扉等による区画が必要</p>
(6)	収入証紙による手数料納付の方法 [提案者] 兵庫県行政書士会 [所管部局] 県出納局会計課	<ul style="list-style-type: none"> 許認可申請の際に必要な手数料の大部分は、申請者が指定された売り捌き所で購入し、収入証紙を貼付して申請 	<ul style="list-style-type: none"> 売り捌き所の所在、取り扱い券種、営業時間が限られており、県民が売り捌き所の都合に合わせなければ購入できない 収入証紙条例を廃止し、手数料納付方法を現金、銀行振込、コンビニエンスストアでの納付など、利便性の高い方法に改めてほしい 	<p>【(廃止については)対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 証紙売りさばき所は、県内に 569 箇所設置され、庁舎の近隣にも設置されているため、窓口に来所する申請者の利便性は確保できている。また、免許申請等を郵送で行う申請者には、郵送による売りさばきにも対応し、利便性を確保している。 収入証紙は、申請時点で手数料が納付されるため、未収が発生しない利点がある。収入証紙を廃止した場合、確実な収入を担保できなくなり、未収金回収事務が発生するほか、現金収納の場合は窓口職員による現金亡失リスクも発生する。銀行振込、コンビニ納付の場合は、事前に納入通知書の送付のほか、コンビニ納付には手数料 1 件当たり 60 円(自動車税)も必要となるなど、新たな課題が生じる。 今後も、ICTや決済手段の進歩の動向を注視し、手数料の確実な収納に加え、県民の利便性、導入に要する経費等を考慮して、多様な収納機会の確保に努める。 	<p>現行の証紙の仕組み、コンビニでの証紙の販売、ネット決済、現金収納等について、それぞれどのくらいコストやデメリットがあるのかについて、検討を行うこと。</p>	<p>【その他】(利便性向上に向けた今後の対応を明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 手数料の納付方法は、①証紙、②現金、③銀行やコンビニでの振込、④電子収納、があるが、メリット・デメリット(現金亡失リスク、システム構築経費、手数料負担等)を踏まえると、証紙納付が最も望ましい。 特に県は、窓口での対面申請が約9割であり、窓口庁舎内又は近傍で証紙を販売すれば、利便性は確保できる。 コンビニでの販売は、販売枚数が少ないため、応じる店舗は少ない(現行は2店舗。年間販売額約 150 万円、年間手数料収入約 5 万円)。 なお、申請自体の電子化に合わせ、できるものから電子収納の導入を促す。(県では平成 18 年度から一部手数料で申請の電子化を行っているが、個人認証にICカードリーダー等が必要) 今後も、証紙納付を継続するに当たり、利用者の利便性向上のため、申請窓口のある庁舎内又はできるだけ近傍のコンビニ等での販売や、郵送販売の周知を積極的に推進する。
(7)	納税証明書交付請求書への申請者の押印 [提案者] 兵庫県行政書士会 [所管部局] 県税務課	<ul style="list-style-type: none"> 「納税証明書交付請求書」や「自動車税納税証明書交付請求書」に、申請者の押印が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 申請時に本人確認書類の提示を行うため、自署であれば押印の必要性は低く、各種申請書について「記名押印に代えて自署」とする事例も増加 自署でも可とする取り扱いにより、申請者の負担軽減につながる 	<p>【周知方法を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「納税証明書交付請求書」の納税義務者欄及び「自動車税納税証明書交付請求書」の所有者又は使用者欄に印の記載があり、様式上で押印を求めているが、実務上の取り扱いでは、請求者が個人であるときは、請求者の押印がない場合でも、身分証明書によって請求者本人であると認められるものについては、納税証明書を交付しても差し支えないとしている。 この旨を管理事務処理要綱に定め、県税事務所職員に周知しているが、県民への周知方法について検討する。 	<p>本人確認ができる場合には、押印が不要であることが明確になるよう、様式の見直しを検討すること。</p>	<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができる場合は押印が不要となるよう、納税証明書交付請求書の様式を変更した。

3 第3回会議で継続審議となった事項等 6項目(6件)

	提案事項	規制の内容	具体の支障事例等	第3回会議時の所管部局の考え方	第3回会議の審議結果	所管部局の対応方針等
(1)	下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準 [提案者] 神戸市 [所管部局] 県水大気課	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法では、都道府県が条例で国が定める排水基準より厳しい基準を定めることができると規定されており、県もこれに基づき上乗せ排水基準を条例により規定 水質汚濁防止法の特定施設である下水道終末処理施設からの排水について、生物化学的酸素要求量(BOD)の排水基準は最大160mg/L、日間平均120mg/L(海城・湖沼への直接放流を除く)と定められているが、県条例では最大25mg/L、日間平均20mg/L(海城・湖沼への直接放流も含む)と基準がより厳しい 	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理施設は、近年処理能力が向上しており、これに伴い窒素除去に寄与するアンモニア酸化細菌が多く生息 処理水にアンモニア酸化細菌が残存すると、アンモニア由来のBODが大きく観測され、基準値を超える恐れがあるため、栄養塩管理運転を中止してアンモニア性窒素の抑制等を図らねばならない 瀬戸内海海域の下水道終末処理施設については、県条例によるBODの上乗せ基準を撤廃してほしい 	【見直しを検討】 <ul style="list-style-type: none"> 昭和49年当時、瀬戸内海の水質汚濁が深刻な状況にあったことから、瀬戸内海の水質汚濁の環境基準を達成できない状況等を勘案し、同条例を制定した。 一方で、現在は瀬戸内海の水質が大幅に改善され、アンモニア等の窒素、りん濃度が著しく低下したことにより、水産資源への影響が生じているとの懸念があることから、窒素、りんの適切な管理を図るため下水処理場で栄養塩管理運転を推進しており、その観点から当該基準の見直しを検討する。 	<p>水産資源は大切だが、規制を設けた原点に立ち返り、どこまで緩和が必要なのか、科学的な裏付けの基に検討すること。</p> <p>本県の海の状況を示す数値(COD等)や、近隣の府県の状況を調査し報告すること。</p>	【規制・手続の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> 来年度に見直しができるよう、科学的なデータに基づく検証を踏まえた見直し作業を進める。
(2)	一定規模以上の幼稚園、認定こども園等の緑化基準 [提案者] 兵庫県建築士会 [所管部局] 県都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例(以下「環境条例」という。)において、市街化区域内の敷地面積1,000㎡以上の建築物の敷地について緑化義務を定めており、幼稚園、認定こども園等を新築等する場合には、その敷地について「空地面積(※)の50パーセント以上」の緑化が求められる ※空地面積:施設を建てることができる部分を除いた面積 【空地面積=敷地面積- (敷地面積×法定建ぺい率)】 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、認定こども園等において、敷地面積が1,000㎡を超える場合、環境条例の緑化基準を充足させるのが困難な場合があり、運動用地や遊具及び、これに必要な安全隔離の確保に支障が生じる場合がある 立地の状況等に応じて、緑化基準が緩和できれば、幼稚園、認定こども園等では、大都市部でも園庭の確保がしやすくなり、要望の高い地域でより多くの園児の受け入れが可能 	【現行制度で対応(規定の方法を見直し)】 <ul style="list-style-type: none"> 学校等(幼稚園、認定こども園等を含む)では、緑化基準に定める「空地面積」の算定において敷地面積から運動場の面積を除くことができるよう取扱い指針を定め、弾力的な運用により対応している。 今後、より明示性を高めるため、当該内容を環境条例施行規則に規定するとともに、ホームページ等により当該取扱いのさらなる周知を図る。 	<p>提案事例が、認定こども園へ移行しようとする例なのか、新規に開園しようとする例なのか、具体的な状況を確認すること。</p> <p>取扱い指針が十分に弾力的ではないという趣旨の提案ではないのか確認すること。</p>	【制度内容の明確化】 <ul style="list-style-type: none"> 取扱い指針による運用の内容を環境条例施行規則に規定するとともに、ホームページ等により当該取扱いのさらなる周知を図る。 <p>《提案者意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の提案は、弾力的な取扱いがされていることを知らないことによるものである。 弾力的な取扱いでも問題が発生しているという事例はなく、取扱い指針の内容について変更を求める趣旨の提案ではない。取扱いの内容が、対外的に明示されることを望む。
(3)	障害者相談員への障害者情報の提供 [提案者] 県身体障害者福祉協会 [所管部局] 県障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員には、場合に応じ地域のどこに障害者がいるのか等、障害者に関する情報提供がされ、訪問による支援が可能 一方、市町が定める要綱等により運用される障害者相談員には、地域のどこに障害者がいるのか等の情報が提供されず、障害者本人から相談の申し出があった場合に対応 民生委員・児童委員は、民生委員法第15条により、守秘義務が規定され、障害者相談員は、身体障害者福祉法第12条の3により、守秘義務が規定されている 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者相談員が障害者の相談活動を行おうとしても、市町のどこにいるのかわからず、困っていることは無いかなど、相談員から積極的に相談に乗ることができない状況 現時点では、相談員の電話を公開したり、相談日を設定、周知し、公共施設等で相談に対応 障害者相談員に対しても、民生委員同様に障害者の情報が提供されれば、相談を必要とする人への働きかけの強化につながる 	【現行制度で対応】 <ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものは個人情報保護法等の法令によりその取り扱いが厳密に定められている。特に障害等に関する情報は要配慮個人情報とされており、本人の同意があるとき又は、法令等に定めがあるとき以外には第三者へ情報を提供することができない。 障害者相談員は都道府県事業として県が委嘱していたが、平成24年度より、「住民に最も身近な基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠」との考え方から、交付税措置と併せて市町へ移譲されている。 市町移譲にあたっての考え方から、障害者相談員への障害者の情報提供については、個人情報保護法等の関係法令も踏まえた上で、各市町で適切に判断されるものとする。 	<p>民生委員と障害者相談員への個人情報の提供の根拠を整理すること。</p> <p>また、民生委員や障害者相談員の広報の手法、工夫している事例等の県から市町への提供について検討すること。</p>	【制度内容の周知】 <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の提供に当たっては、民生委員と障害者相談員とで法令上の取扱いの違いはなく、個人情報保護法等に基づき、各市町の判断により個人情報の提供が行われている。 提案を受けて、今後開催の県と市町との連絡会議において、障害者相談員への障害者情報の提供について、各市町の考え方の整理や、広報PR手法の情報共有を行う等の対応を検討する。

	提案事項	規制の内容	具体の支障事例等	第3回会議時の所管部局の考え方	第3回会議の審議結果	所管部局の対応方針等
(4)	土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮 [提案者] 兵庫県行政書士会 [所管部局] 県環境整備課	<ul style="list-style-type: none"> 土砂埋立て等に供する区域の面積が1,000㎡以上であり、かつ、土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1mを超えるものを「特定事業」と規定している この特定事業を行おうとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない 許可申請書を受理してから、許可を行うまでの標準処理期間を60日と規定 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な搬入事業では、事業実施の期間が短期間であることから、許可の標準処理期間(60日)では、許可までに時間がかかり、当初予定していた土砂搬入先へ予定通り搬入できず受入拒否される等により、事業が計画通り実施出来ない場合がある 事業規模により許可の標準処理期間を見直し、事務処理の迅速化を図ることができれば、建設工事残土及び土砂の搬入が促進される 	<p>【現行制度で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂埋立ての許可にあたっては、土木技術の観点からの審査が必要であり、県土整備部局や農林部局に技術的助言を求めている。また、審査の過程で必要に応じて事業者から説明を求めることもあり、審査期間として60日が必要である。 ただし、小規模の案件については、添付書類、図面が少ないため、実際には3週間程度で許可している。 平成29年度は41件を新規許可しており、その平均処理日数は22.7日である。(最短12日、最長51日) 	<p>小規模案件の処理期間が平均3週間であること等を踏まえ、標準処理期間(60日)の短縮を検討すること。</p>	<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂埋立許可は、崩落等の危険に関するものもあり、審査は慎重にしなければならず、また、埋め立ての規模や構造によって、簡易なものや複雑なものといった分類も困難である。 改めて過去3年間のデータを検証した結果、一定の期間短縮は可能と判断されるため、標準処理期間を50日に短縮する。 今後は、マニュアルの見直し等により事務処理の改善に努め、実質的な処理期間の短縮を進める。
(5)	姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃 [提案者] 兵庫県行政書士会 [所管団体] 姫路市	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、行おうとする事業について、市条例第12条に基づき市に事前申請を行い、市長は、申請された事業の審査結果(開発事業の該当・非該当)を事業者へ通知 開発事業に該当するとされた事業者は、市条例第13条に規定される事前協議申請時まで、該当する開発事業の概略計画案を作成し、関連する公共施設管理者や関係する機関(公安委員会など)と協議が必要 この概略計画案に関する協議により、市条例施行規則の基準等の適合について確認ができれば、市条例第13条に基づく事前協議申請を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 市条例第13条に基づく「事前協議の実施」までに事務手続の期間を要しており、開発事業の進捗に支障が生じる場合がある 「事業計画の事前申請(市条例第12条)」は、その後の「事前協議の実施(市条例第13条)」と同様の手続であるため、市条例12条に基づく事前申請の簡素化又は撤廃ができない 重複する事務手続が簡素化されることにより、開発許可までの期間が短縮され、早期の開発事業の着手が可能となり、事業者の経済的効果が見込まれる 	<p>【対応不可】</p> <p>《事業計画の事前申請の役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行制度では、条例第12条に基づく事業計画事前申請により「開発行為に該当する」とされた場合に、第13条に基づく事前協議を行うことになる。第12条に基づく事前申請は、開発行為の該当、非該当を迅速に判定し、非該当となった事業者の事業促進も図られる。(H29事前申請件数770件、事前協議件数148件) また、事業計画の事前申請を義務づけていることは、都市計画法の違反となる事例の減少にも寄与している。 <p>《申請の簡素化》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の事前申請時及び、事前協議時に提出を求める書類について、重複しているものがあるが、事業計画の事前申請時の書類は各1部の提出で良く、事前協議時の書類は、関係機関への提供も必要となるため、必要部数の提出を求めている。 	<p>事前申請にどの程度時間がかかっているのか、更に簡易的に判断できないかについて検討を行うこと。また県として、市にどのような助言ができるかを検討すること。</p>	<p>【現行の制度運用を維持】</p> <p>《姫路市意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発許可にかかる事前申請(第12条関係)には、通常1週間から2週間程度で回答を行っており、この間に現場確認も行っている。仮に、事前申請を無くしたとしても、現場確認は行わなければならない。これを事前協議(第13条関係)前に実施する必要がある。 また、事前申請の内容により、事前協議前に予め協議を必要とする関係課等を確定することができ、手戻りを防ぎ、円滑な開発許可手続きの実施に繋がっている。 なお、当該条例は要綱行政に限界が生じたため平成24年に制定し、都市計画法違反の防止等、適切なまちづくりに資するものである。 <p>《県建築指導課意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> 姫路市は、開発許可権者や公共施設管理者として、地域の実情やこれまでの開発指導実績を踏まえ、開発許可手続の円滑化を図るために事前申請制度を創設し、当該市条例を制定したものと理解している。 市条例第12条に基づく手続では、開発事業に該当するかどうかの審査を行うものと位置付けられており、該当する場合は必要な関係法令手続等について申請者に対して通知することとしている。これらの手続を通じて、無用な手戻りを防止するだけでなく、開発許可に関する予見可能性を高めるものであり、申請者にもメリットがあるものと考えられる。
(6)	市町が発行する身分証明書(禁治産等の宣告の通知、破産に関する通知等)の手数料の軽減 [提案者] 兵庫県行政書士会 [所管部局] 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 禁治産・準禁治産の宣告の通知や後見の登記の通知等は、本籍地の市町長が、本人からの請求により禁治産・準禁治産・後見及び、破産に関する証明(身分証明)を発行 発行に関する手数料等は、各自治体が条例等で定めており、県下で統一的な取り扱いはされていない 	<ul style="list-style-type: none"> 「禁治産・準禁治産の宣告の通知、後見の登記の通知」と「破産に関する通知」が別項目とされ、それぞれに手数料が発生する自治体があり、これらを一体的に証明している自治体に比べて割高 禁治産宣告、準禁治産宣告、後見の登記、破産宣告の通知を受けていないことを一体で証明し、手数料を一律とすれば申請者の負担軽減につながる 	<p>【対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長が行う身分証明に係る事務は、法律による根拠がなく、それぞれの自治体の判断により慣行的に行われているものである。 この証明に当たっては、その取り扱いについて県下で統一の方針を示すことは困難である。 	<p>市町に対する情報提供を検討すること。</p>	<p>【その他】(市町に県下の対応状況を情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制改革推進会議の報告書を県、各市町に提供する際に、県下の対応状況を一覧にまとめたものを参考資料として提供する。